



# NPO 法人ひょうご消費者ネット・メルマガ

NO.6 2013.4.15.

## ひょうご消費者ネット「姫路のシンポジウムの報告」

副理事長・山崎省吾

平成25年2月23日（土）午後1時から5時まで、ひょうご消費者ネットの第9回シンポジウムの「防ごう高齢者被害」が開催されました。

このシンポジウムは、これまでひょうご消費者ネットが主に実施してきた「啓発型・セミナー型」のやり方とは異なって、「立法提案型・発信型」として企画してみました。

特に、「高齢者の消費者被害の救済」として、不招請勧誘の民事効として「高齢者取消権」を提案してみました。これは、日本で一番最初にこのシンポジウムが提案することになりました。

「防ごう高齢者被害」のパネラー・報告者としては、清水巖・ひょうご消費者ネット理事長のほか、山口広弁護士・消費者委員会委員長代理、浦川有希・国民生活センター相談情報部課長補佐、国府泰道弁護士・日弁連消費者問題対策委員長、山崎省吾・先物取引被害全国研究会代表幹事などこの問題での日本での第一線にいる方々で、彼らの意見をもとに平田元秀弁護士・ひょうご消費者ネット理事がパネルディスカッションの中でまとめるという形で行われました。このパネルディスカッションの中で、山口広・消費者委員会委員長代理が「高齢者取消権については除外事由を設けるならば立法化できる可能性がある」などと従来の意見を変化されました。



国府日弁頭彰碑者問題対策委員長にしても、それまで消極的だったスタンスを変化させ、今回のシンポジウムをふまえてさらに本年6月1日に東京の日弁連会館講堂において日弁連主催の「高齢者のシンポジウム」を開催するということでした。早くも流れができてつあります。

シンポジウム参加者としては、竹中初枝・兵庫県中播磨消費生活創造センター長、武本夕香子・兵庫県弁護士会副会長、浜村進・衆議院議員らをもくめて国会議員の秘書の方や姫路市会議員・加古川市会議員の方々、姫路の弁護士の方々、消費生活相談員の方々など、ひょうご消費者ネットのメンバー以外の方もかなり多く参加していただき一般の方も含めて参加者は80名以上にも上りました。姫路を中心に企画してきたことから、この参加者数でも大盛会といっていると思います。議員の方々の反応については、この立法提案型・発信型のシンポジウム出のモニターとしての意味を持ちました。簡単に「高齢者取消権」の立法化は困難だと思いますが、まずは「先鞭を付けた」と評価できます。

なお、フリー参加した大阪弁護士会の薬袋（みない）真司弁護士（日弁連の消費者問題対策副委員長・消費者契約法担当部会長）からは「本日のシンポジウム、とてもよかったです。ご苦労様でした。参加させていただきとてもよかったです。（中略）今後ともこの高齢消費者被害の予防・救済について、ひょうご消費者ネット&兵庫県弁護士会で、運動を引っ張って行ってください。（後略）」との意見を頂きました。

最後に、このシンポジウムは兵庫県・中播磨県民局から「担い手づくり事業予算」を受けさせて実現できました。有難うございます。また国府・日弁連委員長からは謝礼の辞退を受け、これをもって現在シンポジウムの講演録を作成しています。

この講演録をさらに立法化につなげていきたいと思っています。

## 「2012年度ひょうご消費者セミナー」開催報告

平成25年3月12日（火）午後1時から兵庫県農業共済会館 7階大会議室に於いて、消費者支援機構関西（KC's）、ひょうご消費者ネット、兵庫県生活協同組合連合会、生活協同組合コープこうべの4団体共催の「2012年度ひょうご消費者セミナー～もう泣き寝入りせえへんで～」を開催しました。消費者団体出身の消費者庁長官 阿南久氏をお迎えし、参加者も130名と会場もほぼ満席の盛況でした。

第1部では阿南長官から「消費者庁の現状と今後の課題～地域での協同の推進～」と題してお話しいただきました。消費者目線での具体的な事例を挙げたお話で、わかりやすかったと大変好評でした。「発信する。出かける。推進する。」という3つのテーマにも、消費者市民社会づくりと消費者法整備を目指して取り組まれている姿勢が感じられるお話でした。



阿南長官

第2部では大阪大学学生劇団「ちゃうちゃわん」さんの寸劇とKC's西島 事務局長の解説で、集団的消費者被害回復にかかわる訴訟制度を、学納金の問題を例に新制度が実施されれば具体的にどうなるのかを判りやすく説明していただきました。

これを受けてパネルディスカッションでは、消費者支援機構関西常任理事 二之宮義人弁護士の司会で兵庫県生活科学総合センター 本多三洋子相談調査課長から兵庫県では69000件の消費者被害が起きていることなど、具体的な被害状況について報告があり、兵庫県立大学環境人間学部環境人間学科2回生 村上りさ氏からは最近の学生の被害状況など報告がありました。また、ひょうご消費者ネット理事 上田孝治弁護士からは、現状の制度の限界と新制度によって被害回復に繋がる事例などの解説があり、新制度の早期導入に向けて協力していくことを確認しました。



最後に、「長官への質問カード」で寄せられた意見や質問に対して阿南長官が丁寧に答えられました。

兵庫県、神戸市からも後援をいただき、幅広いご参加がいただけた有意義なセミナーとなりました。

（2013, 4, 3 前田）

## リレーメッセージ

神菌 明子



仕事柄いろんな悪質商法の話をお聴く。

相談が田舎の両親が騙されたという話だったりすると、私も九州の両親のことが心配になる。

いつだったか、両親が日帰り旅行に行ったらしく、電話で旅行の土産話をしてくれた。

「15万円の革のバッグが半額だということで、あなたのために一生懸命選んでいたのだけど、結局選べずに買わなかったのよ。ごめんね。」と母が言う。半額でも7万円と高額なバッグ。買って欲しくて良かった〜と心から思う。続けて、母は「絨毯を半額で買ったのよ。今度帰省するときは、居間に素敵な絨毯が敷いているので楽しみにしていてね!」と言う。よくよく話を聞くと、スーパーでもらった応募用紙で応募したら母が一人当選し、父は同伴者料金を払って日帰り旅行に参加したらしい。旅行行程で毛皮屋さんへ寄り、寄る前のバスの中でバスガイドに半額を連呼され、すっかりその気になった両親は絨毯を買ったようだ。絨毯の値段を聞いてびっくり。40万円の半額、20万円。ああ、まさにこれが当選商法。しかし、絨毯の購入を喜んでいる両親の気持ちに水を差すのはどうかと思い、ぐっところえて何も言わなかった。一度は自分も体験しようと、先日応募して当選したが、あいにく参加できなかった。次こそは体験してみたいと思う。思わず買ってしまわないように心を引き締めて。

## 事務局の新体制について



このビルの2階です!

ひょうご消費者ネットでは、事務所をかげやま司法書士事務所内から兵庫県母子会館内の専用事務室に引っ越すに伴って、事務局の体制をどうしていくかが懸案になっていましたが、この間事務を手伝ってもよいという方が何人か名乗り出ていただけました。3月1日より新事務室での業務が始まっていますが、毎週月水金の午後1時から5時まで、事務室に理事を含めて誰かが常駐する体制を組んでおり、できるだけ複数体制にできるよう、現在構築中です。会員の皆様も事務室に気軽にお立ち寄りください。また、事務をお手伝いしてもよいという方がいらっしゃいましたら、メールで、または理事を通じてお知らせください。

副理事長 亀井尚也

### 新事務所の住所

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目7-11 兵庫県母子会館2階C室

電話 078-361-7201 FAX 078-361-7205

アクセス：JR 元町駅下車 徒歩5分 阪神元町駅下車 徒歩5分

市営地下鉄県庁前駅下車 徒歩1分 高速神戸花隈駅下車 徒歩1分

特定非営利活動法人  
ひょうご消費者ネット